

『続日本後紀』嘉祥二年三月戊辰条所載「中臺省牒」

担当 劉 雨珍

【経緯】

仁明天皇の嘉祥元年（八四八）十二月乙卯（三十日）、能登国から第二十
五回の渤海国入覲使王文矩ら一行百人の到着が知らされた。王文矩が渤
海使としては三度目の来日である。一回目は第二十回渤海使として弘仁
十二年（八二二）十一月に来日し、翌年正月七日と十六日には豊楽殿での
宴に参加した。天長四年（八二七）十二月に第二十三回渤海使としての二
度目の来日は、天長元年（八二四）の太政官符（『類聚三代格』卷十八）で
改定された「一紀一貢制」の規定に違反したため、入京を許されず、来着
地の但馬国から放還された。王文矩の三度目の来日は、承和八年（八四二）
十二月に来日した第二十四回渤海使賀福延からは七年しか経過しておら
ず、依然として「一紀一貢制」を遵守していない。翌嘉祥二年（八四九）
二月丙戌（一日）に、県犬養大宿祢貞守（少内記正七位上）と山口忌寸西成
（直講正六位上）らが存問渤海客使として能登国に派遣され、渤海国王彝
震の啓と中臺省牒案を奏上した。今度は日本側の許可を受けて、渤海使

一行は四月辛亥（二十八日）に入京し、五月乙卯（二日）に八省院に詣でて
国王の啓函と信物などを献上した。翌日丙辰（三日）、仁明天皇は豊楽殿
に御して渤海使に宴を賜り、一行に対する叙位が行われた。大使王文矩
には従二位、副使烏孝慎には従四位上、大判官馬福山、少判官高忠順に
は正五位下、大録事高文信、中録事多安寿、少録事李英真には従五位下
が与えられた（『続日本後紀』卷十九・嘉祥二年条）。五月癸亥（十日）には、
公卿が朝堂に派遣されて渤海使に対する饗宴が行われ、同月乙丑（十二日）
には、小野朝臣篁（参議従四位上）らが鴻臚館に派遣され、天皇の勅書と
太政官牒が渡され、渤海使一行が帰国した。

なお、王文矩が三度目の渤海使として来日した経緯や日本側の接待状
況等については、『年報』本号掲載の河野貴美子氏担当『続日本後紀』嘉
祥二年三月戊辰条所載「彝震啓」注釈稿を参照されたい。

【本文】

渤海国中臺省牒日本国太政官。応差入覲貴国使永寧県丞王文矩、并行従一百人。牒。奉处分、遼矣兩邦、阻茲漲海。契和好於永代、寄音書於使程。一葉飄空、泛積水之遐際、双旌擁節、達隣情之至誠。往復雖遙、音耗稀伝、恋懷空積、所以勿待紀盈、申憑旧准。謹差永寧県丞王文矩、令覲貴国者。准状、牒上日本国太政官者、謹録牒上。謹牒。

(新訂増補国史大系『続日本後紀』卷十九による)

【訓読】

渤海国中臺省、日本国太政官に牒す。応に入覲貴国使の永寧県丞王文矩、並びに行従一百人を差はすべし。牒す。処分を奉るに、遼かなるかな兩邦、茲の漲海を阻たる。和好を永代に契り、音書を使程に寄す。一葉空に飄り、積水の遐際に泛かび、双旌節を擁し、隣情の至誠を達す。往復は遙かなりと雖も、音耗は稀に伝わり、恋懷空しく積む、所以に紀の盈つるを待つこと勿く、旧准に憑ることを申さむ。謹みて永寧県丞王文矩を差はして、貴国に覲えしむてへり。状に准じて、日本国太政官に牒上せよてへれば、謹みて録して牒上す。謹みて牒す。

【語釈】

○渤海国中臺省牒

中臺省は渤海国が唐の中書省に倣って設置した官署であり、政令の草案起草と修訂を担当する最高官庁。宣詔省（政令の審議を担当）、政堂省（政令の執行を担当）と並ぶ三省の一つ。牒は官司間の互通文書としての機能が外交文書にも適用されたもの。

これより前の中臺省牒としては、『続日本紀』天平宝字三年（七五九）十月辛亥（十八日）条所載の「渤海国中臺省牒」（城崎陽子氏担当、『年報』第十号）、および『続日本後紀』承和九年（八四二）三月辛丑（六日）条所載の「渤海国中臺省牒」（田村航氏担当、『年報』第十五号）があるが、本牒は後者の書式に倣って作成されたものである。

○日本国太政官

太政官は日本における司法・行政・立法を司る最高機関。『日本書紀』朱鳥元年（六八六）九月乙丑条（二十八日）における「諸僧尼、亦哭於殯庭。是日、直大参布勢朝臣御主人、誅大政官事（諸の僧尼、亦殯庭に哭す。是の日、直大参布勢朝臣御主人、大政官の事を誅す）」が初見。

○入覲

参内して天皇に謁見すること。もとは秋に諸侯が天子に謁すること、また地方官が都に赴いて天子に拝謁することをいう。『毛詩』大雅「韓奕」に「韓侯入覲、以其介圭。入覲于王、王錫韓侯（韓侯入覲するに、其の

介圭を以てす。入りて王に覲まみゆれば、王韓侯に錫たまひたり」とある。鄭玄の箋に「諸侯秋見天子曰覲（諸侯の秋に天子に見ゆるを覲と曰ふ）」とあり、孔穎達の疏に「朝者四時通名、覲則唯是秋礼儀（朝は四時の通名にして、覲は則ち唯だ是れ秋の礼儀なり）」とある。

○永寧県丞王文矩

永寧県は渤海国の首都上京龍泉府の所在地。王文矩は生没年未詳、渤海使として日本に派遣された記録は三回を数える。一回目の弘仁十二年（八二二）および二回目の天長四年（八二七）の来日時はいずれも政堂左允であったが、今回は永寧県丞という身分である（本号掲載の河野貴美子氏担当、『続日本後紀』嘉祥二年三月戊辰条所載「彝震啓」参照）。

○行従

随行人。『隋書』卷六十四「王辯伝」に「於是発従行歩騎三千、擊敗之（是に於いて従行の歩騎三千を發し、之を擊敗す）」とある。

なお、承和九年（八四二）三月辛丑（六日）条の「渤海国中臺省牒」に「応差入覲貴国使政堂省左賀福延并行従一百五人（応に貴国に入覲使、政堂省左賀福延并びに行従一百五人を差つかはすべし）」とあり、今回の随行人数もそれとさほど変わらない。

○奉処分

命令をうけたまわる。この場合は渤海国王からの命令という意（後藤昭雄氏『平安漢詩文の文体と語彙』7「外交文書としての牒 参照、勉強出版、二〇

一七年）。また『入唐求法巡礼行記』卷一、開成四年（八三九）四月二日条に「第二・三・五・七・九等船、随船首情願、從此渡海。右奉処分、具如前者（第二・三・五・七・九等の船、船首の情願に随ひ、此より海を渡る。右処分を奉ること、具ぶさに前の如くせよてへり）」と見える。（田村航氏担当『続日本後紀』承和九年三月辛丑条所載「渤海国中臺省牒」、『年報』第十五号参照）

○邈矣兩邦

邈は遠いこと。『說文解字』に「邈、遠也（邈は遠なり）」とある。中唐の袁不約「胡越同舟賦、以所思同濟寧患異心為韻」（『文苑英華』卷一二二）における「邈矣兩邦、懷土之情則異、飄然一葉、濟川之計斯同（邈かなるかな兩邦、土を懷ふの情は則ち異なり、飄然たる一葉、川を濟るの計は斯に同じ）」を踏まえたものと考えられる。兩邦とは渤海と日本を指す。その用例として『日本後紀』逸文（『類聚国史』一九四「殊俗・渤海下」）弘仁十年（八一九）十一月甲午条（二十日）所載「大仁秀啓」（石丸純一氏担当、『年報』第十三号）の「兩邦繼好、今古是常（兩邦好みを繼ぐこと、今古是常なり）」や『続日本後紀』承和九年（八四二）三月辛丑（六日）条所載「渤海国中臺省牒」の「兩邦相去、万里有餘（兩邦相い去ること、万里有餘なり）」（田村航氏担当、『年報』第十五号）が挙げられる。

○漲海

漲は水が満ち溢れる様。『旧唐書』卷四十二「地理志」四に「南海在海豊県南五十里、即漲海、渺漫無際（南海は海豊県の南五十里に在りて、即ち漲

海なり。渺漫として際無し」とあるように、漲海は漢籍において南海の古称として使用されることが多い。

一方、白居易『白氏六帖事類集』巻二「東海」条に「滄海、溟海、員海、瀛海、幼海、漲海」とあるように、東海を指す場合もある。唐玄宗「送日本使」詩（『全唐詩』巻九〇一）に「漲海寛秋月、帰帆駛夕颿（漲海 秋月寛く、帰帆 夕颿に駛る）」と見える。

なお、『統日本後紀』承和九年三月辛丑条所載の「渤海国中臺省牒」では「溟漲滔天（溟漲天に滔つ）」、嘉祥二年三月戊辰条所載の「彝震啓」では「溟漲阻遥（溟漲阻むこと遥かなり）」という類似表現が使用されている。

○一葉飄空

一枚の木の葉のように空に翻ること。前掲の「遼矣兩邦」と同じく、中唐の袁不約「胡越同舟賦、以所思同濟寧患異心為韻」（『文苑英華』巻二二二）における「遼矣兩郷、懷土之情則異、飄然一葉、濟川之計斯同（遼かなるかな兩郷、土を懷ふの情は則ち異なり、飄然たる一葉、川を濟るの計は斯に同じ）」を踏まえたものと考えられる。

○和好

仲よくする。『魏書』巻九十八「島夷蕭衍伝」に「衍乃厚資遣紹、今奉書朝廷、請割宿豫内属、以求和好（衍は乃ち資を厚くして紹を遣はし、今書を朝廷に奉り、請ふに宿豫の内属を割きて、以て和好を求めしむ）」とある。また

『新唐書』巻二一六上「吐蕃列伝」上に「（玄宗開元十六年）帝又令金吾將軍李佺監赤嶺樹碑、詔張守珪與將軍李行禕、吐蕃使者莽布支分論劍南、河西州界曰、自今二国和好、無相侵暴。乃使悉諾渤海納貢、并以幣器遍遣執政（帝は又た金吾將軍李佺をして赤嶺に碑を樹つるを監せしめ、張守珪と將軍李行禕、吐蕃使者莽布支を詔して分かれて劍南、河西州界に諭して曰く、今自り二国和好し、相い侵暴すること無かれ、と。乃ち悉をして渤海の納貢を諾せしめ、並びに幣器を以て遍く執政に遣る）」とある。

○音書

よしみを通じるための書状。たより。宋之問「渡漢江」（『全唐詩』巻五三）に「嶺外音書斷、經冬復歷春（嶺外 音書断ち、冬を経て復た春を歴たり）」とあり、杜甫「贈韋諷善別」（『杜工部集』巻十二）に「江漢故人少、音書從此稀（江漢故人少なく、音書此從り稀なり）」と見える。また、『文華秀麗集』上所収の巨勢識人「敬和左神策大將軍春日閑院餞美州藤大守甲州藤判官之作」に「二別情期勿暫忘、音書屢寄往来看（二たび別れば情期暫く忘る勿かれ、音書屢寄せて往來して看む）」とあり、また『経国集』所収の滋野貞主「臨春風、効沈約体、応制」に「舞袖欲縫糸屢乱、音書未寄怨愈頻（舞ふ袖 縫はんと欲すれど糸 屢乱れ、音書 未だ寄せざるに怨み 愈頻りなり）」と見える。

○使程

使者の旅程。管見の限り、「使程」という用語は中国で宋以前には見あ

たらない。北宋の宋庠（九六〇—一〇六六）「賜契丹賀正旦使蕭傳到貝州茶藥詔」（『元憲集』卷二十七）に「肅邦礼以惟虔、驚使程而匪懈（邦礼を肅して以て惟だ虔み、使程を驚せて懈らず）」と見えるのが早期の用例である。中唐の錢起「送陸珽侍御使新羅」（『全唐詩』卷三三七）に「受命辞雲陸、傾城送使臣。去程滄海月、帰思上林春（命を受けて雲陸を辞し、城を傾けて使臣を送る。去程 滄海の月、帰思 上林の春）」と見えるが、「使程」とは「使臣」と「去程」を組み合わせたものと考えられる。

なお、『日本三代実録』貞観元年（八五九）五月乙丑（十日）条所載の「渤海国虔晃啓」に「敢依旧貫、差付使程、紀近盈年、允増結恋（敢へて旧貫に依りて、差はして使程に付す。紀は盈年に近く、允に結恋を増さん）」と見え、「使程」は明らかに本牒を受け継いだ表現である。

○積水

つもつた水。海。『荀子』儒効篇に「積土而為山、積水而為海（土を積りて山と為り、水を積りて海と為る）」と見える。また、王維「送秘書晃監還日本国」（『全唐詩』卷二二七）「積水不可極、安知滄海東（積水 極まる可からず、安んぞ滄海の東を知らん）」とある。

○遐際

遙かに遠いこと。中唐の歐陽詹が貞元九年（七九三）三月二十五日に著した「二公亭記」（『文苑英華』卷八二四）に「精舍奉其旁達、都城企其遐際（精舍 其の旁達を奉じ、都城 其の遐際を企つ）」と見える。

○双旌擁節

双旌はもともと、唐の節度刺史の外出時の儀仗であり、高官の儀仗、また高官をさす。節は古代外国へ行く使節のしるし。『旧唐書』卷四十四「職官志」三に「奉辞之日、贈双旌双節、如後魏、北齐故事（奉辞の日に、双旌双節を贈ること、後魏、北齐の故事の如し）」と見える。また、中唐の皇甫曾「送帰中丞使新羅」（『全唐詩』卷二二〇）に「雲濤不可極、来往見双旌（雲濤 極まるべからず、来往 双旌を見る）」とあり、韋応物「広陵行」（『全唐詩』卷一九四）に「双旌擁万戟、中有霍嫫姚（双旌 万戟を擁し、中に霍嫫姚有り）」とある。

○隣情

隣国同士の感情。『旧唐書』卷一九九「東夷列伝」百濟伝に貞観元年に唐の太宗は百濟の武王璋に璽書を贈り、「王必須忘彼前怨、識朕本懷、共篤隣情、即停兵革（王は必らず須らく彼の前怨を忘れ、朕が本懷を識るべし。共に隣情を篤くし、即ちに兵革を停めよ）」とある。

○至誠

きわめて誠実なこと。また、その心。真心。『礼記』中庸に「唯天下至誠、為能尽其性（唯だ天下の至誠は、為に能く其の性を尽くす）」とある。また、唐の張説「唐封泰山樂章」豫和其五（『全唐詩』卷十）に「天道無親、至誠与隣（天道に親無く、至誠与に隣す）」とある。

○音耗

便りをして安否を知らせること。消息。音信。『周書』卷十一「晋蕩公護列伝」に「今大齊聖德遠被、特降鴻慈、既許帰吾於汝、又聽先致音耗（今大齊の聖徳は遠く被り、特に鴻慈を降る。既に吾を汝に帰するを許し、又先に音耗を致すを聴す）」とある。『続日本紀』卷十神龜五年（七二八）正月甲寅条「武藝啓」に「但以天崖路阻、海漢悠悠、音耗未通、吉凶絶問（但し天崖路阻にして、海漢悠悠々たるを以て、音耗未だ通ぜず、吉凶問ふを絶つ）」と見える（高松寿夫氏担当、『年報』第十号）。また、『日本三代実録』卷二十一所収の貞観十四年（八七二）五月十八日丁亥条「渤海国中臺省牒」に「音耗相通、歲月長久（音耗相通じ、歲月長久なり）」とある。

○恋懷

慕い思うこと。中国における用例は僅かに『文苑英華』卷二九二所載の王昌齡「山行入涇州」に「豈伊恋懷士、解物且欣遇（豈に伊土を恋懷せん、物を解して且く遇ふを欣ぶ）」と見えるが、『全唐詩』卷一四一所収の『王昌齡集』には「豈伊懷士多、觸目忻所遇（豈に伊土を懷ふこと多からん、目に觸れて遇ふ所を忻ぶ）」に作る。

一方、『日本三代実録』清和天皇貞観元年（八五九）五月十日乙丑条所載の「渤海国中臺省牒」に「恋懷転切、不待前期（恋懷は転切して、前期を待たず）」があり、本牒を踏まえた表現であることは間違いない。

また、中唐の詩には「懷恋」という表現が多用されている。例えば韋応物「送崔押衙相州（頃任内黄金）」（『全唐詩』卷一八九）に「望闕心懷恋、

遭時貴立功（闕を望みて心に懷恋すべし、時に遭ひて立功を貴ぶ）」とあり、劉禹錫「謝宣州崔相公賜馬」（『全唐詩』卷三五八）に「銜草如懷恋、嘶風尚意頻（草を銜えて懷恋の如く、風に嘶きて尚ほ意頻りなり）」がある。

なお、張小艷『敦煌書儀語言研究』（商務印書館、二〇〇七年、三二四～三二五頁）には「恋懷」という言葉が見えないが、「結恋、結思、延結、悲結、恋結、傾結、感結」や「思渴、傾渴、馳渴、渴仰、想渴、攀渴」などの類似表現が多く収録されている。

○紀盈

一紀（十二年）が満ちること。淳和天皇天長元年（八二四）六月二十日の太政官符「改定渤海国使朝聘期事（渤海国使の朝聘の期を改定する事）」（『類聚三代格』卷十八「夷俘并外蕃人事」、川村卓也氏担当、『年報』第十四号）において、「更改前例、告以一紀（更に前例を改めて、告ぐるに一紀を以つてす）」と桓武朝の先例を改めて、渤海からの遣使を「一紀」、すなわち十二年に一度と規定し、使節の高貞泰に伝えられた。

○旧准

旧に准じる待遇のこと。『宋書』卷二「武帝本紀」中に「其余詳依旧准（其の余は詳しく旧准に依る）」とある。ここの「旧准」は六年に一度の制を指す。日本は渤海国に、延暦十七年（七九八）には六年に一度、弘仁十四年（八三三）には十二年に一度の来航を要求、貿易制限を図った。承和九年（八四二）に来日した第二十四回渤海使賀福延から七年後、王文矩は

来日したのだが、十二年一紀の制を遵守しておらず、六年に一度という旧制に戻そうとした。

○渤海国王

彝震のこと。『新唐書』渤海伝によると、彝震は仁秀の孫で、唐の大和四年（八三〇）仁秀の死去を受けて渤海王となり、咸和と改元した。翌年、唐文宗からの詔により爵を継ぎ、文宗の世には唐へ朝貢すること十二回、武宗の会昌年間には四回朝貢した。なお、彝震による日本への渤海使派遣は、承和八年（八四二）十二月に長門に到着し、翌年入京した第二十四回渤海使賀福延と今回の二回である（本号掲載の河野貴美子氏担当、『続日本後紀』嘉祥二年三月戊辰条所載「彝震啓」参照）。

【現代語訳】

渤海国の中臺省が日本国太政官に牒を送る。日本に入覲させる使者として、永寧県丞の王文矩ならびに随行者百人を派遣する。牒を贈る。渤海国王の命令をうけたまわるに、「両国はなんと遠く離れているのだらう。この大海によって隔てられているとは。両国の末永い友好を誓い、消息を往来の使者に託している。船は木の葉が空に翻るように大海原の遙かな彼方に浮かび、使者は儀衛を備えて隣国を思う誠意を伝えてくれる。使者の旅程ははるかに遠いというが、音信はめったには伝わらず、私の日本を慕う気持ちは空しく積もるばかりである。そのため、今回は

一紀十二年の年限を待つことなく、旧例に准じた対応を願いたい。謹んで永寧県丞の王文矩を派遣して、貴国に入覲させるということである。」渤海国王の状に准じ、日本国太政官に牒をたてまつれということであるので、謹んで記して牒をたてまつる。

【考察】

本牒は冒頭の「渤海国中臺省牒日本国太政官。応差入覲貴国使云々」から、結びの「牒上日本国太政官者、謹録牒上」まで、基本的に『続日本後紀』承和九年（八四二）三月辛丑（六日）条所載「渤海国中臺省牒」（田村航氏担当、『年報』第十五号）の書式に倣って作成されたものである。また、『続日本後紀』嘉祥二年（八四九）五月乙丑（十二日）条「太政官牒」返信の引用文において、「一葉飄空、泛積水之遐際、双旌擁節、達隣情之至誠、往復雖遙」という四六駢儷表現の二十四字が省略され、代わりに「頃者兩邦通使、一紀為期」という十文字に簡略化されている。

なお、本牒に見える「遼矣兩邦」と「一葉飄空」という表現は中唐の袁不約「胡越同舟賦、以所思同濟寧患異心為韻」（『文苑英華』卷二二二）における「遼矣兩鄉、懷土之情則異、飄然一葉、濟川之計斯同」を踏まえたものと考えられる。袁不約、字は還樸、杭州の人、生没年不詳、穆宗の長慶三年（八三三）に進士に及第し、文宗の開成二年（八三三）に殿中侍御史をもって劍南西川節度使李固言の従事に充てられ、職

方員外郎まで出仕した。南宋の陳振孫『直齋書錄解題』に「袁不約集一卷」が見られ、『全唐詩』巻五〇八に袁不約の詩四首が収録されている。この四六駢儷体の賦は胡越同舟をテーマとしており、まず「胡越異方兮言語不通、邂逅相遇兮扁舟之中、訝形殊而類別、偶泝浪而乘風」と歌い出し、途中で同、濟、思、所、寧、患、心、異へと換韻し、最後では「永懷共濟之誠、信無往而不利」と結んでいる。ここに渤海國中臺省牒などの外交文書は、積極的に同時代の唐の最新表現を撰取しようとする姿勢を見て取れる。

一方、本牒初出の「使程」、「恋懷」などの表現はそれまでの漢籍ではほとんど前例を見ず、以降の『日本三代実録』所載の清和天皇貞観元年（八五九）五月十日乙丑条の渤海国王虔晃啓や中臺省牒へと受け継がれていることから、漢字文化圏の外交文書における言語表現の創造性と継承性を示す好例と言えよう。

【参考文献】

- ① 鈴木靖民・金子修一・石見清裕・浜田久美子編『訳注日本古代の外交文書』、八木書店、二〇一四年二月。
- ② 酒寄雅志『渤海と古代の日本』、校倉書房、二〇〇一年三月。
- ③ 廣瀬憲雄『東アジアの国際秩序と古代日本』、吉川弘文館、二〇一一年十一月。
- ④ 後藤昭雄『平安漢詩文の文体と語彙』、勉誠出版、二〇一七年五月。
- ⑤ 張小艶『敦煌書儀語言研究』、商務印書館、二〇〇七年六月。